

**「国立国会図書館・放送アーカイブ制度骨子(案)」に対する意見書を提出**

当協会は、衆議院及び参議院の議院運営委員会の理事による検討会において合意したとされる「国立国会図書館・放送アーカイブ制度骨子(案)」に対する意見書を6月7日に提出しました。

この骨子案は、5月31日に関係者を集めて行われた説明会において示されたもので、「文化的資産として放送番組を蓄積し利用に供すること」を目的とし、「国立国会図書館が受信した放送を直接、録画することができる」ように国立国会図書館法を改正するというものです。そのために必要な著作権の制限を行うため、国立国会図書館法の一部改正法の附則で著作権法の一部を改正するとしています。

今回提出した意見書は、説明会において、質問や意見がある場合には6月7日までに国立国会図書館総務部総務課に提出するよう求められたため、これに応じて提出したものです。当協会の意見は下をクリックしてご覧ください。

● **「国立国会図書館・放送アーカイブ骨子(案)」に対する意見**

以上